

文化財建造物保存修理研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、文化財建造物保存修理研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所（所在地）は、東京都荒川区西日暮里 2-17-10 アクセスキクヤビル6F に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、文化財建造物の保存修理等に関する研究及び技術の高度化を図り、我が国の文化の向上及び国民の文化遺産に対する理解の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 文化財建造物の保存修理に関する研究及び調査
- 二 研究会誌の発行及び図書その他の出版物の発行
- 三 研究発表会、講演会、講習会、見学会などの開催
- 四 内外の教育研究機関、学協会などとの連絡協力
- 五 その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 六 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 本会の目的に賛同し、文化財建造物の保存修理の向上に寄与しようとする個人で、本会が別に定める入会手続きを経た者
- 二 学生会員 本会の目的に賛同する学生
- 三 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の運営に援助を与える個人又は団体

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会が別に定める入会手続きに基づき、入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員、学生会員及び賛助会員は、本会の目的を達成するため、次に掲げる会費

を支払わなければならない。

- 一 正会員 年額 5,000 円
- 二 学生会員 年額 2,000 円
- 三 賛助会員 個人 1 口年額 10,000 円、団体 1 口年額 50,000 円

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- 四 会費を 2 年以上滞納したとき
- 五 除名されたとき

(退会)

第 9 条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会（本会の正会員をもって構成し、正会員は、各自 1 個の議決権を有する。以下同じ。）において、正会員の過半数の者が出席（書面による議決権委任による出席を含む。以下同じ。）し、出席した正会員の 3 分の 2 以上の賛成により除名することができる。この場合、当該総会の日から 1 週間前までに除名の対象となる会員に対し議案を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えるものとする。

- 一 本会の会則又は規則に違反したとき
- 二 本会の品位、信用を傷つけ、本会の目的に反する行為があったとき
- 三 本会の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあったとき
- 四 本会の事業の執行に関して不正の行為をしたとき

第 4 章 役員等

(役員)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 2 名
- 三 幹事 若干名
- 四 監事 2 名

2 役員は総会において選出する。

3 役員の選出方法、欠員補充については、別に定める。

(職務)

第 12 条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は、本会の業務を分担して処理する。

4 監事は、本会の業務及び会の会計事務を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補充により選任された役員任期は、前号の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第14条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員の過半数の者が出席し、出席した正会員の3分の2以上の賛成により解任することができる。ただし、この場合、本人に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため職務の執行に堪ええないと認められるとき

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(参与)

第15条 本会に参与を若干名置くことができる。

2 参与は、会長の求めに応じて、本会の運営に関する重要事項について意見を述べることができる。

(顧問)

第16条 本会に顧問を若干名置くことができる。

第5章 総会

(総会の種類)

第17条 本会の総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。

(総会の権限)

第18条 総会は、この会則で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会の開催)

第19条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

一 役員が申し出たとき。

二 正会員の3分の1以上が総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を役員に提出して、開催の請求をしたとき。

3 総会を招集するには、総会の日から1週間前までに、各正会員に対しその通知をしなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会長がこれを行う。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告及び収支決算
- 三 財産目録及び貸借対照表についての事項
- 四 その他本会の業務に関する重要事項で会長が必要と認めるもの

(総会の決議等)

第22条 総会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、正会員の3分の

1が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項の議事については、書面若しくは電子的方法によってすることができる。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開催の日時、場所
- 二 正会員総数及び出席正会員数
- 三 審議事項及び議決事項
- 四 議事の経過の概要及びその結果

第6章 計算等

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(計算書類の作成)

第25条 会長は、毎事業年度毎に、以下の書類とそれらに関する附属明細書を作成し、定時総会及び監事に提出し、定時総会において承認を求めなければならない。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 事業報告書
- 四 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(財産の管理)

第26条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決するところによる。

(経費の支弁)

第27条 本会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- 一 会費
- 二 寄付金
- 三 資産から生じる収入

四 事業に伴う収入

五 その他

第7章 職員

第28条 本会に、職員を置くことができる。

2 職員には、別に定めるところにより給与を支給する。

第8章 解散等

(解散)

第29条 本会は、総会において、正会員の過半数の者が出席し、出席した正会員の3分の2以上の賛成により解散することができる。

(残余財産の処分)

第30条 本会の解散に伴う残余財産は、総会の決議を経て、本会の目的に類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

2 前項の決議は、前条に定めるところによらなければならない。

附 則

1 この会則は、平成27年4月1日から施行する。

2 本会の、第1項の日以降の役員任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、施行日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。